

3. 公共交通不便地域に関する取組みについて

1. 四日市市デマンドタクシー（市街化調整区域）について

<四日市市デマンドタクシーとは>

- 市街化調整区域の公共交通不便地域（鉄道駅から直線距離で800m、バス停から直線距離で300mを超える場所）に住む70歳以上の方を対象とし、予約に応じてタクシーを運行するサービスとして令和3年10月に開始した。
- 運行開始以降、市民から利用要件について意見をいただいていることから、令和5年度に利用対象地域にお住いの方を対象に広く意見を聞くためのアンケート調査を実施のうえ、買い物や通院のような日常生活に不可欠な外出機会の確保や利便性を向上させるため、一部の利用要件を見直した。

<利用要件の見直し内容>

- 前回の協議会（令和6年1月）で意見をいただき、令和6年4月から実施している内容見直し① 1ヶ月に利用できる枚数の上限について
変更前：8枚
変更後：撤廃（ただし1か月あたり16枚を目安にご利用いただく）
- 見直し② 利用券の使用は乗車料金500円ごとに1枚とすることについて
変更前：乗車料金が1,000円未満の場合も2枚まで使用可能（お釣りは出ません）
変更後：乗車料金が1,000円未満の場合は1枚のみ
- 見直し③ 一部バス停の距離要件の撤廃について
変更前：バス停の距離要件はすべてのバス停に適用
変更後：1日に停車する便数が片道4便ずつ（午前2便、午後2便）未満となっているバス停は距離要件を撤廃
※該当するバス停（「桜リサーチパーク」、「四日市スポーツランド」、「諸戸野口」、「メリノール前」、「菅原町」）

試験的な見直し 年間に配布する利用券の枚数を増やすことについて

- 変更前：96枚
変更後：96枚 + 利用状況に応じて最大で96枚を追加配布

<今後の対応>

○利用枚数増の試験実施について

- どのような目的（地）で本制度を活用しているかを把握する。（買い物や通院などの日常生活に欠かせない移動になっているかを確認し、追加配布をした利用者には必要に応じて、ヒアリングを実施する。）
- 見直しに伴う利用枚数の変化から利用券の枚数の需要を確認する。

試験的に実施する追加配布の有効性を確認する。

○前回の協議会で出た意見への対応について

- 前回の協議会で自宅と最寄りの公共交通機関との距離ではなく、タクシーの性質上、直接目的地に行くことから目的地と公共交通機関との距離が重要ではないかという意見をいただいた。
- 協議会後にも、降車地の調査・分析の実施とその結果に基づいた対応として下記の意見をいただいた。
 - 降車地が最寄りの駅やバス停または公共交通で行ける場所が多ければ、降車地を公共交通機関に限定する。
 - 降車地が公共交通で行けない場所が多ければ、距離要件を外す。



《降車地の調査について》

今年度から運行区間等を正確に把握するため、利用券の記載欄を見直した^{※1}ので、降車地の調査として利用券に記載された運行区間の整理を行い、降車地と公共交通機関との関係について把握する。

※1 利用券の記載欄の見直しについて

（見直し前）

（見直し後）

R5 四日市デマンドタクシー利用券		利用者番号 001	4月分 1枚目
金500円			
乗車年月日	令和5年4月	日	
区間	～		
乗務員氏名			
タクシー会社名			
		四日市市長	印影
		有効期間	令和5年4月1日～令和5年4月30日まで

R6 四日市デマンドタクシー利用券		利用者番号 001	1枚目
金500円			
乗車年月日	① 令和	年	月 日
乗車地	②		
降車地	③		
乗車料金	③	円	
乗務員氏名			
タクシー会社名			
		四日市市長	印影
		有効期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日まで

見直し内容

- 月単位の上限が撤廃されたため、乗車年月日をすべて記載してもらうように変更。
- 乗車地と降車地が詳しく記載できるように、それぞれの記入欄を設定。
- 利用状況（自己負担額とおおよその移動距離）を把握するため、乗車料金の記入欄を設定。



今後、降車地を含めた利用状況の調査を進めていく。